

## 第12回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

1 日 時 平成20年10月7日(火)午後2時から午後3時58分まで

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

### 3 出席者

(委員) 鬼追委員長、松本委員長代理、久米井委員、坂口委員、西田委員、花嶋委員  
(事務局) 濱環境局業務企画担当課長、秋元環境局路上喫煙対策担当課長代理(司会)

### 4 議 題

- (1) 三都市(京都市・大阪市・神戸市)協議会(仮称)の報告
- (2) 「路上喫煙禁止地区」での取り組みの報告等について
- (3) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体の審査
- (4) その他

### 5 議事要旨

(1) 事務局から、「第12回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づき、三都市(京都市・大阪市・神戸市)協議会(仮称)の報告を行った後、質疑、意見交換等を行った。

<主な意見等>

- ・ 三都市が協議して路上喫煙対策を進めていくことは非常に大切なことだと思うので、今後も続けていってもらいたい。

(2) 事務局から、「第12回大阪市路上喫煙対策委員会(参考資料)」に基づき、「路上喫煙禁止地区」での取り組みの報告等についての説明を行った後、質疑、意見交換等を行った。

<主な意見等>

- ・ 喫煙設備について、非喫煙者の側からの苦情等は寄せられていないか。  
喫煙設備の利用者に直接意見は聞いていない。また、「市民の声」でも喫煙設備についての意見はほとんど寄せられていない。
- ・ 過料処分の人数のうち、外国人の割合はわかるか。また、外国人の違反者にはどのように指導しているのか。  
週に1人程度である。指導員は、中国語、韓国語、英語などのシート持っており、これを見せて過料徴収している。

(3) 事務局から、「第12回大阪市路上喫煙対策委員会資料」及び「応募団体資料」に基づき、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体の説明を行った後、質疑、意見交換、審査等を行った結果、応募のあった25団体すべてについて、本制度にふさわしい団体との具申をいただき、活動団体として決定した。

<主な意見等>

- ・ 応募された25団体については、活動報告書を提出することになっているのであればまずやってみて、事後的にチェックし後に生かしていければいい。
- ・ エリアの名称については、地域名が入るとどこでやっているのかがわかりやすい。

(4) 委員長から、マナーエリアや喫煙所の現地調査の実施について提案があり、承認された。日程等については、事務局で調整のうえ、あらためて連絡することとなった。